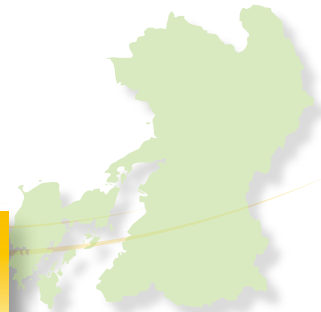


共済だより KYOSAI

Bulletin of Cooperative Association of the Local Governments of Kumamoto Prefecture



INDEX

平成25年度決算	2
平成26年度の特定健康診査のご案内	4
保険課よりお知らせ	5
～遺族附加年金事業の新規加入及び更新（変更）の手続きはお済みですか？～	5
平成26年度被扶養者資格確認調査（組合員被扶養者証の検認）を行います！	6
平成27年10月から掛金・負担金の算定基礎が『標準報酬制』へ移行します	7
年金制度の一元化等に係る改正予定について	8
退職準備研修会（前期）開催のご案内	9
地共済年金財政の現状について	9
共済組合職員募集のお知らせ	10
婦人科検診のワンポイントアドバイス	11
メンテナンスde口腔健康	12
クロスワード	13

相良村
「水質日本一」の清流・川辺川

2014
Summer
No.152

熊本県市町村職員共済組合

平成25年度 決算

平成 26 年 6 月 13 日に開催された第 135 回組合会において、平成 25 年度決算が承認されましたので、その概要をお知らせします。

総 括

共済組合の決算（平成 26 年 3 月 31 日）における所属所数、組合員数等は次のとおりです。

○ 所属所数

区分	該当数
市	14
町	23
村	8
一部事務組合等	28
合 計	73

○ 組合員数、被扶養者数、給料月額及び平均給料月額

(単位:人、円)

		平成 25 年度	平成 24 年度	比較増△減
組 合 員 数		20,683	20,807	△ 124
被 扶 養 者 数		23,905	24,295	△ 390
給 料 月 額	長期	6,349,233,589	6,681,634,576	△ 332,400,987
	短期	6,365,411,757	6,702,007,576	△ 336,595,819
平均給料月額	長期	306,978	321,124	△ 14,146
	短期	307,775	322,134	△ 14,359

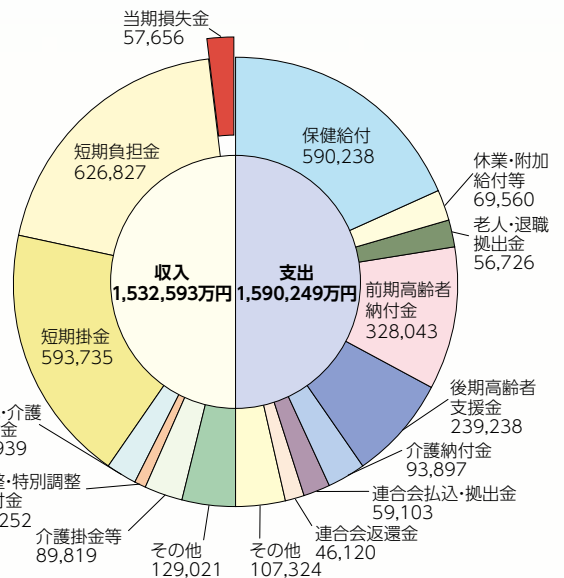
(注) 任意継続組合員を除く。

短期経理

組合員とその家族（被扶養者）の病気・ケガの治療にかかる医療費や出産・死亡・休業または災害に対する給付、高齢者医療制度への支援等を行う経理です。

収入の大半は、負担金・掛金が占めており、平成 25 年度の収入総額は 144 億 720 万円となりました。支出については、医療費及び高齢者医療制度への支援金等の支払いに総額 149 億 6,297 万円を要しました。その結果、5 億 5,577 万円の当期短期損失金を生じましたが、これを欠損金補てん積立金より補てんし、不足分の損失金 3,283 万円については、短期繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなりました。また、介護保険については、収入総額 9 億 1,873 万円、支出総額 9 億 3,952 万円で、当期介護損失金が 2,079 万円となりました。これを前年度より繰り越した介護積立金を取り崩して補てんし、不足分の損失金 817 万円については、介護繰越損失金として、翌年度へ繰り越すこととなりました。

なお、医療費については、前年度より若干減少しており、なかでも薬剤については対前年比が増加傾向にあったものが平成 23 年からジェネリック通知を開始した効果が現れてきているのか、対前年比が減少に転じています。また、インフルエンザ治療に要した医療費についても、保健事業でインフルエンザ予防接種助成開始後、減少傾向にあります。共済組合では、引き続き組合員の皆様の疾病予防対策の充実に努めてまいりますので、皆様におかれましても、なお一層、健康管理にご留意いただきますようお願いいたします。



長期経理

組合員の退職・障害又は死亡による年金給付等の原資となる負担金・掛金の徴収及び全国市町村職員共済組合連合会（市町村連合会）への負担金・掛金の納付を取り扱う経理です。

負担金・掛金の収入は下記の収支状況のとおりで、平成 25 年度に徴収した 275 億 1,103 万円は、平成 25 年度中に負担金払込金、掛金払込金として市町村連合会へ全額納付しています。

なお、各構成組合（全国各地の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）からの払込金は、市町村連合会の長期経理で一括して運用されており、年金給付資金はここから支出されています。また、市町村連合会の運用資金の一部は各構成組合が預託を受け、右の欄に掲載してあります預託金管理経理において、貸付・物資経理への資金提供や縁故地方債（地方公共団体が地方自治法の規定に基づき実施する地方債発行）の引き受けを行う仕組みになっています。

収 支 状 況

(単位:万円)

科 目	収入額	科 目	支出額
負 担 金	1,752,610	負担金払込金	1,752,610
掛 金	998,493	掛 金 払 込 金	998,493
合 計	2,751,103	合 計	2,751,103

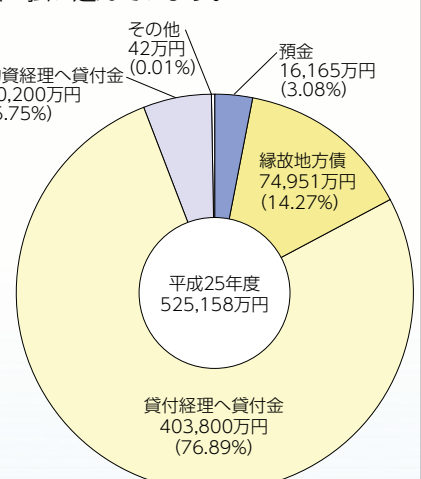
預託金管理経

組合員へ行う貸付・物資事業や市町村等へ行う貸付（縁故地方債の取得）に必要な資金を市町村連合会から預かる経理です。

運用収入は、貸付・物資経理への貸付金、縁故地方債の引受け等による利息及び配当金で、平成 25 年度は、1 億 2,075 万円となり、全額市町村連合会へ払い込んでいます。

なお、この経理の資産総額は、52 億 5,158 万円となり、昨年度より 12 億 6,525 万円減少しました。

その資産の構成割合は、右の円グラフのとおりです。



業務経理

共済組合の事務を行うために必要な費用を賄う経理です。

収入は、地方公共団体からの負担金（短期給付及び長期給付事業を行うため、地方公共団体（市町村等）は、組合員1人あたり年間10,300円の事務費を負担）、市町村連合会からの交付金（年金事務に要する費用）など、収入総額は3億2,971万円となりました。これに対して、支出総額は3億724万円となり、2,247万円の当期利益金を生じましたが、これを全額積立金に積み立て、翌年度へ繰り越す積立金は4億11万円となりました。

保健経理

組合員と被扶養者の疾病予防、健康保持増進に関する事業を行う経理です。

(単位:円)

平成24年度から新規事業として始めた総合健康診査（特定健診とがん検診を融合させた被扶養者向けの検診）、インフルエンザ予防接種、禁煙促進、ウォーキング応援サイト事業が組合員の皆様に徐々に浸透し、実施率が向上してきています。また、人間ドックについても、99.39%と事業計画に近い実施となり、前年度より大幅に増加しています。

決算において、収入総額3億7,487万円に対し、支出総額は、各種助成金制度等の拡充により、3億9,421万円となり1,934万円の当期損失金を生じました。これを前年度より繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。したがって、翌年度に繰り越す積立金は、3億3,459万円となりました。

主な事業内容は右の表のとおりですが、保健事業はその他の事業とは異なり、共済組合が事業内容を変更することができる事業です。できるだけ充実した事業にするため、前年度とは異なる内容になる場合があります。今年の保健事業内容については、共済組合のホームページ等でご確認をお願いします。



項 目		事業計画額	決 算 額	概 要
保健関係	人 間 ド ッ ク 助 成	305,980,000	304,105,620	組合員 7,810 人 被扶養者 733 人
	総合健康診査助成	14,000,000	8,109,972	1人当たり 15,000 円 (上限) × 582 人
	がん 検 診 助 成	2,500,000	4,846,760	1人当たり 5,000 円 (上限) × 1,038 人
	小 計	322,480,000	317,062,352	
セミナー関係	リフレッシュセミナー	3,360,000	2,958,282	20 回開催
	健康管理・監督者 セ ミ ナ ー	420,000	429,444	講師謝礼金等 2 回開催
	ライフプランセミナー	420,000	544,808	講師謝礼金等 4 回開催
	糖尿病予防セミナー	105,000	142,744	講師謝礼金等 1 回開催
	小 計	4,305,000	4,075,278	
講座関係	歯 科 講 座	560,000	0	
	メンタルヘルス講座	750,000	498,500	講師謝礼金等 18 回開催
	生活習慣病講座	560,000	100,000	講師謝礼金等 2 回開催
	小 計	1,870,000	598,500	
相談関係	健 康 相 談	2,760,000	2,251,200	電話・面接による健康相談 健康相談 83 件、メンタルヘルス相談 121 件
	育 児 書 配 布 等	2,300,000	886,662	出産した組合員及び配偶者に配布 (希望者のみ)
健康保持・増進関係	インフルエンザ 予 防 接 種 助 成	5,000,000	4,207,000	1人当たり 1,000 円 × 4,207 人
	保養宿泊助成	6,000,000	3,010,000	組合員及び被扶養者 1,505 人
	健康増進施設 健 康 増 進 施 設 利 用 助 成	500,000	362,800	組合員及び被扶養者 735 人
	Web サイト参加支援	568,000	235,860	ウォーキング支援 利用者 6 人 禁煙支援 (通信制) 利用者 45 人
	健康管理活動助成	8,000,000	7,805,006	組合員 1 人当たり 800 円
	小 計	20,068,000	15,620,666	
	特定健診関係	特 定 健 診	8,910,000	6,937,304
	特 定 保 健 指 導	8,140,000	5,931,370	動機付け支援 220 人、積極的支援 187 人
	小 計	17,050,000	12,868,674	
	合 計	370,833,000	353,363,332	

貸付経理

組合員の臨時的支出や住宅・土地購入のために必要な資金の貸付けを行う経理です。

下の表は、貸付資金の増減状況です。組合員貸付金は預託金管理経理から借入金（市町村連合会の年金原資）が運転資金となっていますが、この借入金が大幅に減少してきています。原因は、大部分を占める住宅貸付において、当組合の利率より市中金融機関の住宅ローンの金利の方が低率であるため、新規住宅貸付が減少していることにあります。この傾向はしばらく継続するものと考えています。年金原資の運用益は一定水準以上を確保する必要があり、預託金管理経理からの借入利率は限定されていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(単位:円、%)

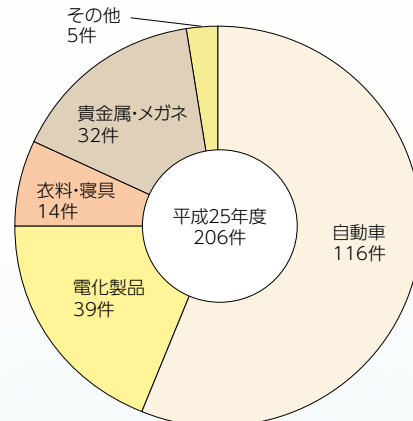
区 分	前年度末 A	25 年 度			比 較	
		増 加 額	減 少 額	本年度末 B	金額(B-A) C	比 率 C/A
借入金						
預託金管理経理より借入	5,225,000,000	0	1,187,000,000	4,038,000,000	△ 1,187,000,000	△ 22.72
計	5,225,000,000	0	1,187,000,000	4,038,000,000	△ 1,187,000,000	△ 22.72
組合員貸付金総額 D	6,422,414,448	431,050,000	1,606,972,703	5,246,491,745	△ 1,175,922,703	△ 18.31
D の 額 の うち 住宅貸付金 E	4,720,102,049			3,715,211,646	△ 1,004,890,403	△ 21.29
$\frac{E}{D} \times 100$	73.49			70.81		

物資経理

組合員が必要とする生活必需品の供給を行う経理です。

受託商品手数料等の収入 7,319 万円に対し、預託金管理経理への支払利息等による支出は 5,915 万円となり、1,404 万円の当期利益金を生じました。その結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は 1,510 万円、積立金は 9,160 万円となりました。

なお、下の円グラフは件数別売上状況を表しています。



平成26年度の特定健康診査のご案内

本年度の特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）につきましては、5月下旬に所属所を経由して組合員にお送りしておりますので、対象者である被扶養者の方に必ずお渡しいただき、ぜひこの機会に特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診していただくようご協力をお願いします。

- 対象者 平成26年4月1日時点で被扶養者の資格を有する40歳（本年度中に当該年齢に到達する者を含む。）以上75歳未満の者。
※75歳未満とは、75歳の誕生日前日までの被扶養者を指し、誕生日前日までは特定健診を受診することができます。
- 受診方法 配付しました実施機関一覧表より、事前に契約医療機関へ予約のうえ、「受診券」と保険証を持参し、受診してください。
なお、組合員については、所属所が実施する事業主健診や共済組合が助成する人間ドックの受診を特定健診の受診に代えますので、受診券は交付しません。
- 有効期限 受診券の有効期限は、平成27年3月31日までです。
ただし、資格喪失や認定取消で本組合の資格がなくなった場合は、その日以後の受診はできません。
- 費用負担 共済組合が全額負担しますので、自己負担はありません。

（ご注意）

- ◇共済組合が助成する人間ドック及び総合健診を受ける被扶養者につきましては、特定健診を受けたものとし、受診券での特定健診は受診できません。
つきましては、総合健診等を申込みされた場合は、受診券を共済組合へ返却ください。

～特定健康診査受診後の流れについて～

- ① 医療機関等から提供された組合員及び被扶養者の健診データを基に、リスクに応じて階層化し、保健指導（「動機づけ支援」又は「積極的支援」のいずれか）に該当する方を判定します。
- ② 判定の結果、保健指導に該当された方には、共済組合から「特定保健指導利用券」と「保健指導実施機関一覧表」を、所属所を経由して順次配付します。（10月以降予定）
- ③ 保健指導実施機関一覧表より、いずれかの実施機関で特定保健指導を受けていただきます。

- 費用負担 動機づけ支援 無料 積極的支援 1,000円（自己負担）

（ご注意）

- ◇共済組合が助成する人間ドック受検者は、当日保健指導を実施します。（実施可能な検査機関のみ）
- ◇高血圧、糖尿病、脂質異常症で服薬中の方は、特定保健指導の対象外となります。
- ◇特定保健指導の途中で資格喪失された方は、中止となります。

平成25年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況は次のとおりです。（中間報告）

特定健康診査		特定保健指導	
対象者数（組合員）	12,424人	積極的支援対象者数	1,707人
受診者数（組合員）	10,010人	積極的支援終了者数	27人
受診率（組合員）	80.6%	実施率	1.6%
対象者数（被扶養者）	5,052人	動機付け支援対象者数	959人
受診者数（被扶養者）	1,695人	動機付け支援終了者数	44人
受診率（被扶養者）	33.6%	実施率	4.6%

【参考】

平成24年度特定健診受診率 （組合員及び被扶養者の合計）	74.6%	平成24年度保健指導実施率 （積極的及び動機付けの合計）	10.9%
---------------------------------	-------	---------------------------------	-------



◎訪問型特定保健指導について

保健指導の実施率向上を目的として、共済組合では、所属所（職場の会議室など）に直接出向いて保健指導ができる実施機関と契約し、「訪問型特定保健指導」を実施しています。

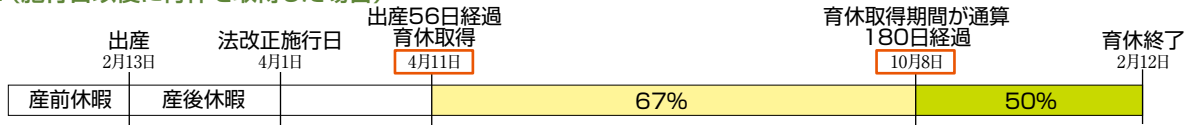
「訪問型特定保健指導」を希望される場合は、所属所共済組合担当課までお知らせください。

後日、実施日等について、所属所を経由して調整させていただきます。

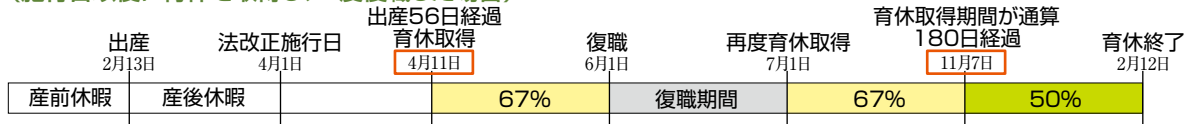
保険課よりお知らせ

共済だより(春号)No.151号に、育児休業手当金制度改正の具体的事例を掲載しましたが、一部誤りがありましたので、訂正してお詫び致します。(赤枠の部分が訂正箇所です。)

事例1(施行日以後に育休を取得した場合)



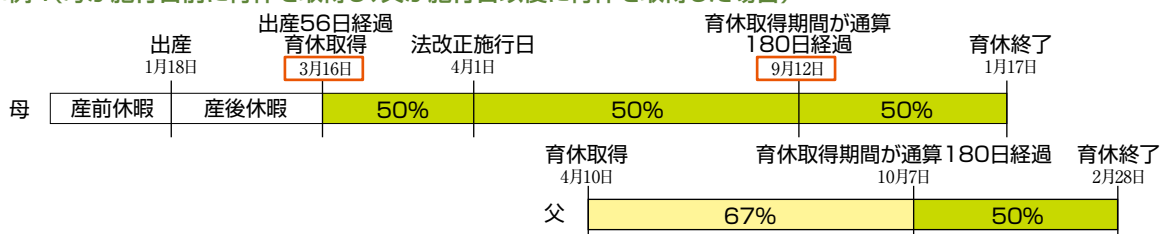
事例2(施行日以後に育休を取得し、一度復職した場合)



事例3(施行日前に育休を取得した場合)



事例4(母が施行日前に育休を取得し、父が施行日以後に育休を取得した場合)



事例5(施行日前に育休を取得し、施行日以後に復職したのち、再度育休を取得した場合)



遺族附加年金事業の新規加入及び更新(変更)の手続きはお済みですか?

平成27年の遺族附加年金事業への新規加入及び更新等の手続きにかかる推進訪問について、組合員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご理解とご協力を賜りありがとうございました。

おかげさまで制度発足20周年を迎え、これからも組合員やご家族の皆様が安心して生活できるよう、ますます充実した制度となることを目指していきます。

平成27年1月1日更新の新規加入及び更新等の手続きにかかる「遺族附加年金事業」加入申込書兼告知書の提出期限は**平成26年7月11日(金)**となっておりますが、皆様の手続きはお済みでしょうか?

この遺族附加年金事業の新規加入・コース変更等は年1回の取り扱いとなりますので、まだ手続きが終わっていない方は、至急、共済組合福祉課または各所属所の共済組合事務担当の方までご相談ください。

◇ 平成27年1月1日更新の主な改正点

- 配偶者の遺族附加年金事業に『**遺族附加年金事業プラス3(年)**』を新設しました。
- 遺族附加年金事業の特約制度である「重病克服支援制度」について、これまでの「基本コース(300万円)」に加え、『**充実コース(500万円)**』と『**安心コース(400万円)**』を増設しました。
また、特定疾病保険金及び死亡・高度障害保険金の受取方法を「一時金」もしくは「年金形式」から選択できるようになりました。

《お問い合わせ先》 熊本市町村職員共済組合 福祉課
TEL 096-365-1900(内線343、344、345、346)

被扶養者資格確認調査 (組合員被扶養者証の換認) を行います!

共済組合では、被扶養者が引き続き資格要件を満たしているか確認するため、被扶養者の資格確認調査を実施しています。

調査対象者となる被扶養者がいる組合員の皆様には、共済組合より所属所を経由して「被扶養者申告書〔扶養調査用〕」をお送りしておりますので、必要事項を記入・押印のうえ必要な書類を添えて提出していただきますようご協力をお願いします。

1. 調査の方法

摘 要	
調査対象者	平成26年4月1日時点の年齢が18歳以上である被扶養者全員 (平成26年4月1日から調査月までの間に認定した被扶養者を除きます。)
調査対象期間	平成25年7月から平成26年6月までの1年間の扶養事実の確認を行います。
提出書類	① 被扶養者申告書〔扶養調査用〕(事前に調査対象者が印字された様式を所属所経由で配付します。) ② 確認書類 (①被扶養者申告書〔扶養調査用〕に記載してお知らせします。)
確認事項	同居要件 組合員と同一世帯に属していることが必要条件である者について、その事実確認
	収入要件 事業、不動産、株式、配当、給与、報酬、年金、その他の収入の有無及び金額の確認
	援助金額 組合員と別居している被扶養者(組合員の配偶者を除く。)への組合員からの金銭援助の確認 (平成25年7月から平成26年6月までの間に、下記〔表〕に掲げる金額の援助があったかどうか確認します。)
	その他 学生である者について事実確認 (修学貸付において新年度の在学証明書を提出してある場合は省略できます。)

◎被扶養者認定基準の概略や確認書類については、「被扶養者申告書〔扶養調査用〕」に記載しています。

◎組合員と被扶養者(組合員の配偶者を除く。)が別居している場合、組合員からの金銭援助を必要とします。

援助金額の確認は、下記〔表〕の方法で行います。なお、「在学証明書」を提出した学生(定時制・通信制・夜間課程の学生を除きます。)については金銭援助の確認が省略できますが、卒業等により学生でなくなったときは、その日以後の期間について金銭援助の確認を行います。

〔表〕金銭援助の必要額

1ヶ月当たりの最低援助額	【(認定対象者の前年収入年額 × 50% ÷ 12ヶ月)】 ※ この算式で計算した金額が25,000円に満たない場合は25,000円
--------------	--

※金銭援助の必要額について、預貯金通帳写し、振込領収書写し、カード利用明細写し、その他の送金事実が確認できる書類等で確認を行います。なお、現金手渡し、物品援助の現金換算等は一切認められません。

2. 被扶養者申告書〔扶養調査用〕及び確認書類の提出先

勤務されている市役所、役場及び一部事務組合の共済組合事務担当課(総務・人事等)へ提出してください。

提出期限は、平成26年7月18日(金)となりますのでご注意ください。

なお、期限までに必要な書類が提出されなかった場合は、平成25年7月に遡って被扶養者の資格を取り消すことがあります。

「被扶養者資格確認調査」に関するお問合せ

福祉課 TEL 096-365-1900 (内線 341 ~ 346)

平成27年10月から掛金・負担金の 算定基礎が『標準報酬制』へ移行します

現在、短期・長期・福祉等の掛金・負担金の計算方法については、給料月額に手当率を乗じて計算する「手当率制」を適用していますが、被用者年金が一元化されることに伴い、平成27年10月から厚生年金等が採用している「標準報酬制」に変更されます。

☆『標準報酬制』とは？

原則として年に1回、毎年4月から6月までの報酬（給料月額+実際の手当）の平均額を等級表に当てはめ「標準報酬月額」を決定し、これをその年の9月から翌年の8月までの各月の掛金・負担金の算定基礎とする仕組みです。また、期末手当等については支給額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。

現 行 手当率制

$$\text{給料月額} \times \text{手当率}^{\ast} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

※（一般職1.25、特別職1）

組 合 員 の 掛 金

（労使折半で負担）

地方公共団体の負担金

変 更 後 標準報酬制

$$\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

組 合 員 の 掛 金

（労使折半で負担）

地方公共団体の負担金

4月から6月の報酬（給料+実際の手当）の平均額を等級表に当てはめて「標準報酬月額」を決定します。

4月の報酬（給料+実際の手当※）

5月の報酬（給料+実際の手当※）

6月の報酬（給料+実際の手当※）

※実際の手当とは、時間外手当・扶養手当・通勤手当・住居手当・管理職手当等です。

◎経過措置として、制度開始時の平成27年10月から平成28年8月までは、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

◎定期昇給等で報酬が大きく変動した場合などには標準報酬月額を改定します。

年金制度の一元化等に係る改正予定について

平成 24 年 8 月 10 日に国会で成立し、同 22 日に交付された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、平成 27 年 10 月から共済年金は厚生年金に統一され、公務員も厚生年金制度に加入することとなりました。

この改正の趣旨は、「多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成 24 年 2 月 17 日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため」とされています。

現在、共済年金と厚生年金には制度間の差異があるため、基本的に厚生年金に揃えることでこれらの差異を解消します。主な差異は次のとおりです。

主 な 差 異	共 済 年 金	厚 生 年 金
被 保 険 者 の 年 齢 の 制 限	年齢制限なし	70 歳まで
老 齢 給 付 の 在 職 支 給 停 止	○退職共済年金受給者が 共済組合員となった場合 (給与＋年金) が 28 万円を超えた場合に 年金の一部又は全部を支給停止 職域部分は全額支給停止 ○退職共済年金受給者が 厚生年金の被保険者等となった場合 (給与＋年金) が 46 万円を超えた場合に 年金の一部又は全部を支給停止	老齢厚生年金受給者が 厚生年金の被保険者となった場合 * 65 歳まで： (賃金＋年金) が 28 万円を超えた場合に 年金の一部又は全部を支給停止 * 65 歳以降： (賃金＋年金) が 46 万円を超えた場合に 年金の一部又は全部を支給停止
障 害 給 付 の 支 給 要 件	保険料納付要件なし	保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及 び保険料免除期間を合算した期間が 3 分 の 2 以上必要
標 準 報 酬 制 へ の 移 行	手当率制 保険料等の算定基礎＝給料月額× 1.25 (実 際の手当とは無関係に一定の率を乗じる)	標準報酬制 4～6 月の手当等を含む報酬の平均額を所 定の等級表に当てはめて決定
遺 族 年 金 の 給 付	先順位者が失権した場合、次順位者に支給さ れる 配偶者と子 (18 歳未満又は障害等級が 1 級若しくは 2 級の障害状態にある子) が死亡したとき、父母等に支給される	先順位者が失権しても、次順位者には支給さ れない
未 済 給 付 の 給 付 範 囲	遺族 (死亡した者によって生計を維持してい た配偶者、子、父母、孫、祖父母) 又は遺族 がいないときは相続人	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、 子、父母、孫、兄弟姉妹、甥姪など

※ 現在、被用者年金制度の一元化に向けて関係機関で協議されておりますので、今後も新たな情報等が入りましたらお知らせいたします。

退職準備研修会(前期)開催のご案内

平成 26 年度中に退職を予定されている組合員を対象に、退職後の健康保険制度や年金制度等についての研修会を開催します。

なお、後期開催分につきましては、8 月下旬にお知らせします。

開 催 日	対象所属所	開催場所
7 月 30 日 (水)	宇城市、宇土市、下益城郡、上益城郡 及びその地域の一部事務組合	熊本県市町村自治会館別館 2 階 大会議室 TEL 096-365-1900
8 月 7 日 (木)	八代市、水俣市、氷川町、葦北郡 及びその地域の一部事務組合	やつしろハーモニーホール 大会議室 B TEL 0965-53-0033
8 月 19 日 (火)	山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡 及びその地域の一部事務組合	山鹿植木広域行政事務組合 2 階 多目的ホール TEL 0968-43-1195
8 月 28 日 (木)	上天草市、天草市、苓北町 及びその地域の一部事務組合	天草市民センター大会議室 TEL 0969-22-4125

※ 上記対象所属所以外の所属所につきましては、10 月・11 月及び 1 月に開催し、熊本市役所につきましては、1 月下旬から 2 月上旬までに「退職準備説明会」を開催される予定です。

※ 研修会へ参加される方は、勤務されている市役所、役場または一部事務組合の共済組合事務担当課（総務・人事等）へお申し込みください。

地共済年金財政の現状について

本年は、5 年ごとに実施される地方公務員共済年金の「財政再計算」の年となっております。

詳しくは、地方公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

なお、「財政再計算」の内容及び結果につきましては、秋までに全組合員の皆様に小冊子にてお知らせいたします。

<http://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）
トップページの「財政再計算（掛金率の改定等）」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検 索

クリック

共済組合職員募集のお知らせ

平成26年度熊本市町村職員共済組合職員採用試験を下記のとおり実施します。

- ☐ 職 種 一般事務
☐ 採用予定数 1人程度
☐ 採用予定日 平成27年4月1日
☐ 受験資格

区 分	年 齢 等 要 件
大学卒業程度	平成3年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、4年制大学卒業程度の学力を有する者

- ☐ 試験会場
「熊本市町村自治会館別館」
熊本市東区健軍1丁目5番3号
- ☐ 第一次試験
9月21日(日) 教養試験、事務適性検査
職場適応性検査
- ☐ 第二次試験
10月下旬頃 作文、面接試験

- ☐ 受験手続
当組合発行の「採用試験申込書」(自筆)を持参又は郵送(書留(簡易)郵便)してください。
※「採用試験申込書」は、当組合で配布します。

なお、郵便で「申込書」を請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(角形2号封筒[24cm×33cm程度])を同封し、共済組合総務課へ請求してください。

- ☐ 受付期間
平成26年7月28日(月)から8月15日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(土、日曜日を除く。)
郵送の場合は、8月15日(金)午後5時までの必着分で、書類が完備しているものに限りします。

- ☐ 受験の申込み及び問合せ先
〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目5番3号
熊本市町村自治会館別館
熊本市町村職員共済組合 総務課
電話 096-365-1900



組合員のお客様専用のお得なインターネット予約限定商品です!

サマー宿泊プラン

シングル 1名様 8,000円~

ツイン 2名様 15,000円~

料金は日々変動致します。
お早めにお申し込み下さい。

<http://www.tokyogp.com>

利用期間: 2014年6月1日(日)~8月31日(日)
当ホテルホームページよりインターネットにてご予約下さい。

ご利用特典

朝食 (約30種の和洋バイキング)
ミネラルウォーター (お一人様 1本)



全国市町村職員共済組合連合会

ご予約・お問い合わせは

TEL.03(5210)4600 FAX.03(5210)4644

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 【ホームページ】 <http://www.tokyogp.com/>



他にも各旅行会社の
きつぷと宿泊がバックになった
お得なプランがございます。

飛行機と宿泊がバックになった JAL または ANA の
ダイナミックパッケージも当ホテルホームページの
トップページからご予約いただけます。

また、一部の旅行代理店 (JTB や KNT など) でも当ホテル
の商品を取り扱っている店舗がございます。お近くの旅行
会社に直接お問い合わせ下さい。

婦人科検診のワンポイントアドバイス



済生会熊本病院 予防医療センター医師 田中 信幸

女性の皆さんは、ちゃんと婦人科検診に行っていますか？ 抵抗があるからとか、症状がないから行っていない、ということはないですか？

一般的にがんの初期では出血や痛みなどの症状はありません。子宮がんでも、ある程度進行しないと不正性器出血はみられません。不正性器出血が起こって初めて心配で病院を受診される方が多いのですが、それでは遅い、と考えて下さい。その一方、不正性器出血の全てががんに起因するわけではありません。よくみられるのは、子宮腔部びらん・ポリープやホルモン異常による出血です。

通常、子宮がん検診といえば、子宮頸がん（子宮の入口付近の子宮頸部に発生）を主体とした検診で、子宮体がん（子宮の奥の子宮体部に発生）や卵巣腫瘍・卵巣がんなどのチェックは含まれていませんので注意が必要です。

また、注意深い婦人科医であれば、内診だけでなく下腹部から足先まで観察しますから、外陰炎、腔炎だけでなく下肢静脈瘤、鼠径ヘルニア、ヘルペス・湿疹・乾癬・粉瘤・悪性黒色腫（ほくろの悪性腫瘍）などの皮膚疾患等までも診てくれます。ちなみに、ヘルペス・乾癬は外陰部が好発部位の一つです。また、悪性黒色腫は外陰部にもできますが、足の裏も好発部位の一つですから、できれば靴下は脱いで検診を受ける方が良いでしょう。

女性のかかり易い病気は男性と異なり、年齢によっても様々です。そのため、一般的な健診ではオプション検査として追加しなければ、女性特有の検査は含まれません。このような点を理解し、自分にあった検診を受ける必要があります。また、時々誤解されている方がいますが、子宮摘出後でも卵巣が残っている方は、卵巣がん・腔がん・外陰がんなどのチェックが必要です。

さらに、異常があった場合には、どんな精密検査が必要か、治療・手術が必要な場合にはどこの病院どの医者が良いか、などが問題となります。そうした点についても相談・アドバイスしてくれるような健診施設を選ばれるとよいでしょう。

メンテナンスde口腔健康

～治療より予防～



日本赤十字社熊本健康管理センター
歯科衛生士 柴原 聖子



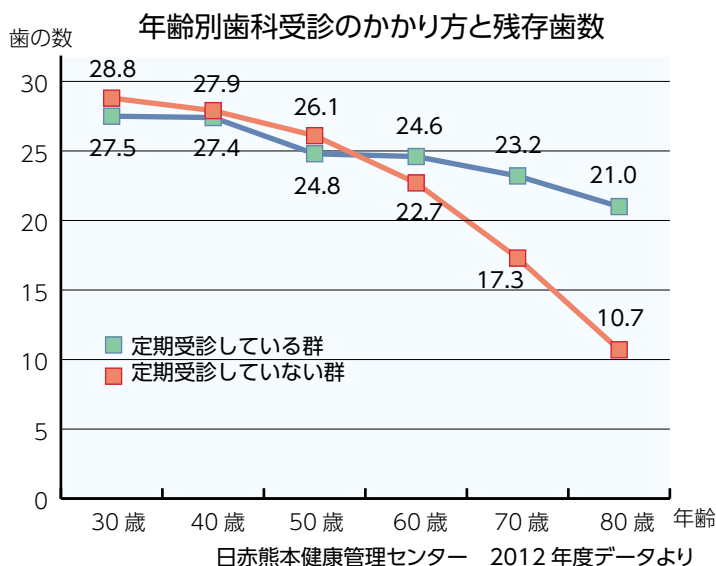
口腔（歯・歯肉・口唇・舌・頬粘膜等）を健康に保つことは、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基盤となります。健康的な口元は、その人を若々しくイメージアップしてくれます。また、近年、歯周病は心臓病、糖尿病、肺炎、低体重児出産などさまざまな全身疾患と関連性があることが明らかになってきました。

始めていますか？予防歯科スタイルの定期受診

歯が抜けてしまう原因はさまざまですが、特に多いのはむし歯と歯周病です。これらの病気は細菌感染によって起こります。初期の状態では自覚症状が少なく、自分ではわかりにくいものです。

「痛くなってから治療すればよい…」という対処療法ではなく、「痛くならないように予防する」予防歯科スタイルの定期受診が口腔の健康維持に効果的です。

＊「予防歯科スタイルの定期歯科受診」とは、1年に1回以上の頻度で歯科医院等にて、口腔診査や保健指導に加え、歯石除去等の予防処置を行うこと。



図は、当センターにおける年齢別にみた歯の残存数です。定期受診していない群は、50歳前後から急激に歯が減り始め、80代になると定期受診群の1/2の11本しか残っていませんが、1年に1回以上の定期受診とセルフケアに気をつけている群は、ほとんど歯の本数が変わりません。

定期受診の開始年齢は調査していませんが、青年期以前の幼少期から定期受診習慣がある群は、成人後の保健行動に影響し、より多くの歯の数が維持できているという研究報告もあります。

早い時期から定期受診を始めることが、将来のあなた自身の歯の健康を保つのです。



予防歯科スタイルの歯科受診に転換しましょう

メリット1 むし歯・歯周病などのお口のトラブルが少なくなる

メリット2 治療の痛み・費用が軽減できる

メリット3 口腔内がスッキリする



メンテナンスで健康家族





クロスワードパズル

クロスワードを解き、アルファベット順に字を並べると答えが出てきます。

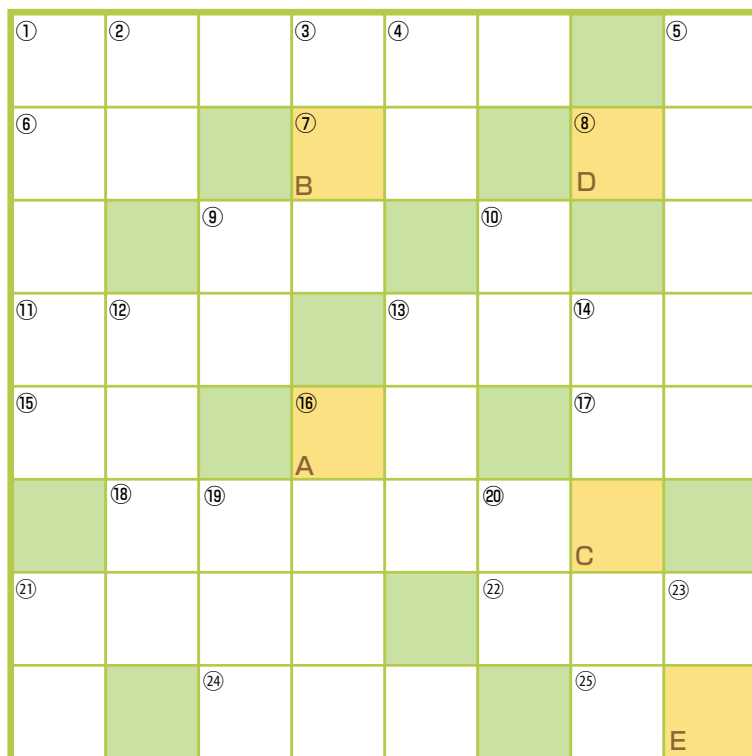
正解者の中から抽選で10名の方に、



を差し上げます。

答え

A	B	C	D	E
---	---	---	---	---



タテのカギ

- ①球磨郡相良村の営業主任も務めるゆるキャラ
- ②縦のカギ 12 のエサになることも
- ③〇〇〇本位な考えではダメ
- ④月見草を〇〇マチグサと呼ぶこともある
- ⑤愛犬等を失ったストレスで起こる〇〇〇〇〇〇症候群
- ⑥「〇〇星のごとく」
- ⑦マイクロソフト社の創業者〇〇・ゲイツ
- ⑧手塚治虫氏のマンガの主人公は白い
- ⑨年輪に直角に切った木材の、美しい断面
- ⑩来ただけで幸せになる北嶽神社にある大木
- ⑪2つの虫を組合せたような名だが、1種類
- ⑫神獣の一つで、南を守る
- ⑬桜田門外の変で亡くなった大老は、〇〇直弼
- ⑭世界文化遺産への登録を目指しています
- ⑮歌の文句

ヨコのカギ

- ①かつて芦北にあった城
- ⑥絵を描くのが仕事
- ⑦ピクトリーの頭文字。〇〇サイン
- ⑧「みちのく」とも呼ばれる東北地方の旧国名
- ⑨相良村で「三産くぐり」をすれば幸せを産み、〇〇運もアップ
- ⑩漢字で「氷柱」と書きます
- ⑬幕府への献上品だった細川藩秘伝銘菓「加勢以多」には、
これのジャムを使用
- ⑮円周率のこと
- ⑯晴天でも雨天でも使えるタイプが人気
- ⑰タテのカギ 1 はこれです
- ⑱公共施設等のトイレでは、対応する施設が増えています
- ⑲女性の大きいお尻は〇〇〇〇型と言われますが…
- ⑳〇〇〇の嘴（はし）」とは物事が食い違うこと
- ㉑ひっこんでいる土地
- ㉒兄嫁はこれ

応募方法

★共済組合のホームページから応募する場合

トップページの「クロスワードクイズ応募のご案内」からご応募ください。

★官製はがきで応募する場合

官製はがきに、キーワード・住所・氏名・所属所・
組合員証記号番号を明記の上、ご応募ください。

★締切日:平成26年8月15日(当日消印有効)

★正解発表は、次号「共済だより」に掲載します。

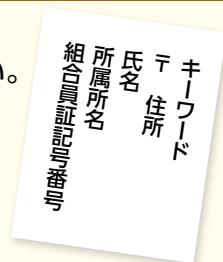
★宛先:〒862-0911

熊本市東区健軍1丁目5番3号(自治会館別館内)

熊本県市町村職員共済組合 総務課

※この懸賞にご応募いただいた方の個人情報、他の目的では、一切
使用しません。

※個人情報保護のため、当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさ
せていただきます。



共済だより2014春号(151号)

クロスワード(答え)

スイゼンジナ

応募総数121通 正解数120通

カップ像に手をふれて渡ると
相性が良くなる夫婦橋



「相性が良くなる村」として、 若い女性やカップルが訪れる村に！

県内各市町村の気候風土が育んだ特産品や、魅力あふれるスポット、施設などを紹介します。今回は、相良村役場のサガラッパ営業主任にお話を伺いました。

最近「相性が良くなる村」として人気急上昇中そうですね。

全国で唯一の「行くと“相性が良くなる村”」を新たなコンセプトに掲げ、「LOVE♥SAGARA PROJECT」を展開しています。村内には、夫婦のカップの石像がある「夫婦橋」や2本の杉が連なった「夫婦杉」^{めおとすぎ あまみや しんしん}、「雨宮神社で三産くぐり」をすると、幸せを産む・安産・金を産む」という言い伝えがあるなど、相性が良くなるスポットがたくさんあります。

また、都市と農村をつなぐ“ノギャル”として活躍されている藤田志穂さんに依頼して、村で地域づくりのシンポジウムを開催し、そのご縁で、藤田さんと雑誌モデル2名が体験取材してくれて、TVや新聞、SNS等でも紹介され、大きな話題を呼びました。

村名は、相良藩に由来するのではないのですか？

確かにその由来もありますが、昭和31年に川村と四浦村が合併する時に、2つ合わさることでお互い発展するように願いを込めて、「相携えて良くなる村」^{あひ} 相良村と名付けたそうなんです。婚活イベントでも、「夫婦橋際で、夫婦カップの像にさわってから手をつないで橋を渡ると結ばれる」という言い伝えをもとに、気に入った女性の手を取って

ここが自慢！

わが まちの 名産 名物



ゆるキャラグランプリにも登場！
相良村役場のサガラッパ営業主任

もらい、カップルが誕生しました。『さがら温泉茶湯里』のレストランでも、“相性の良くなるメニュー”を開発中ですし、9月には相性の良くなるスポットを集めたガイドブックも発行します。

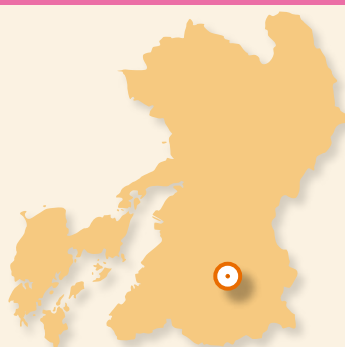
夫婦橋のかかる川辺川で開催される「サガラッパ祭」も有名ですね。

国土交通省認定の「最も水質の良好な河川」である川辺川の河川敷で開催される「サガラッパ祭」は、村内外から多くの方にお越しいただき、今年で第25回を迎えます。趣向をこらしたイカダ下りレースは、イカダはもちろん参加者の衣装も多彩で面白いですよ。その他、鮎のつかみ取り大会・お笑い芸人さんのショー・1500発の花火や福引大会などがあり、8月2日(土)の13時スタートです。皆さんと会えるのを楽しみに待っています！



- (左) 役場に設置されている看板
- (上中) 夫婦杉があるのは、“来ただけ”で幸せになる北獄神社
- (上右) サガラッパ祭のいかだ下り
- (下) 大きな自然の岩でできたトンネルが雨宮神社の「三産くぐり」

球磨郡相良村



面積 94.54km² 村の木 茶
総人口 4,629人※ 村の花 福寿草
※平成26年3月末日現在

2014
Summer
No.152

共済
だより

2014年7月発行 通刊152号
編集・発行 / 熊本県市町村職員共済組合
TEL.096-365-1900 FAX.096-365-2121